建築解体工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 工事名称　　平成27年度　静岡県立総合病院　６Ｃ病棟患者共用便所改修工事

2 工事場所　　静岡市葵区北安東　　地内

3 敷地面積　　53914.78 ㎡

4 都市計画　　⊙都市計画区域内　・都市計画区域外
⊙線引 ⊙市街化区域 ・市街化調整区域） ・未線引

5 用途地域　　⊙第二種中高層住居専用地域

6 防火地域　　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし

7 騒音規制法に基づく指定区域　　・１種 ⊙２種 ・３種 ・４種

8 解体建築物、工作物の構造・規模等

建築物又は工作物	構造・階数	建築面積 ㎡	延面積 ㎡	築造面積 ㎡	長さｍ	摘 要
本館	SRC ・ 6		60病棟便所			

9 解体工事内容　　解体工事　一式

Ⅱ 仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（平成24年版）による。（以下、「解体共通仕様書」という。）解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）」・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）」による。

2 設計書の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質問回答書（(2)から(6)に対するもの） (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面
(5) 設計書 (6) 解体共通仕様書

3 特記仕様
(1) 項目は、番号に〇印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、〇印のついたものを適用する。
〇印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
(3) 特記事項に記載の（ . . ）内の表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の（改 ）内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の（標 ）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。
事実が発生した場合は、契約約款第２６条（臨機の措置）によって処理されたものとする。
(5) Ⓖ 印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の公共工事に係わる特定調達品目を示す。
(6) 環境対策（現場発生材の再利用及び分別収集等）に極力努めること。
(7) 「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」（国土交通省）を遵守すること。

Ⅲ電子納品

1 納品の仕様等は電子納品運用ガイドライン（案）による。

2 貸与する設計図CADデータの有無
※有り ・無し

3 貸与するCADデータの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	(1.1.1) ⊙建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室　（平成18年版） ・既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 建設省住宅局建築指導課・建設大臣官房官庁営繕部監督課監修 ⊙工事写真の撮り方（改定第3版）建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	② 官公署その他への届出手続等	(1.1.3) ※遅滞なく必ずおこなうこと。 届出書の写、申請書の写及び許可書などの書類は、受注者事務所に保管する。
	③ 工事実績情報の登録	(1.1.4) （請負代金500万円以上の場合） ※工事カルテ特記仕様書による
	④ 工事の一時中止	(1.1.9) 地方独立行政法人静岡県立病院機構業務委託契約約款により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」）を発注者に提出し、承認を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	⑤ 関係法令等の遵守	(1.1.13) 解体工事の施工にあたり、関係法令等を遵守すること。
	⑥ 工事の記録	(1.2.3) **解体工事のため建築物及び工作物が消滅するので、地下室の撤去など見え隠れとなる箇所や法令を遵守した施工方法などを工事写真とし必ず記録すること。**
	⑦ 電気保安技術者	(1.3.3) ※適用する ・適用しない
	⑧ 施工条件	(1.3.5) ・条件有り ・条件無し ①施工可能時間帯 ・ 時 ～ 時 ・施設管理者との協議による ・指定なし ②部位別の施工順序 ・図示 ・指定なし ③工事車両の駐車場 ・図示 ・施設管理者との協議による ・指定なし ④資 材 置 場 ・図示 ・施設管理者との協議による ・指定なし ⑤現場事務所（業者） ・設ける ・設けない
	⑨ 発生材の処理	(1.3.10) 発注者に引渡すもの ・有り ⊙無し ・ＰＣＢ含有物（保管場所: ） ・金属類（保管場所: ） ・
	１０施工調査	(1.4.1) 解体施工、建設廃棄物の処理、特別管理産業廃棄物の処理、アスベスト含有建材の除去等の前には必ず施工調査を実施すること。設計図書等との相違がある場合は資料を添えて監督職員に報告し協議を行なう。
	１１工事検査	(1.6.1) (1.6.2) ・中間検査（現場説明書による。） ・完了検査
	１２解体重機類	・低騒音型 ・低振動型 ・指定無し
	１３事故報告	工事施行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。~~また建設工事事故報告書データベースに登録すること。~~
	１４異常気象時等の報告	異常気象時及び震度４以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。
	１５公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、その調査時期が工事中又は完成時期であっても関係書類の整備、下請負人の指導等を含め協力すること。
2 仮設工事	1 騒音・粉塵等の対策	(2.2.1) ・防音パネル ・防音シート ・メッシュ金網、養生シート
	設置範囲及び高さ	※ 図示
	② 監督員事務所等	(2.3.1) ・設ける（ ㎡程度） ⊙設けない（既存建物利用）
	工事用水	構内既存の施設 ※利用できる（※有償 ⊙無償） ・利用できない
	工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる（※有償 ⊙無償） ・利用できない
	3 足場その他	(標2.2.4)(改2.2.1) 手すり先行足場の設置 ※行う ・行わない 足場を設ける場合は、標準仕様書2.2.4(b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場により行うこと。
	4 仮設間仕切り	(改2.3.2) ※Ａ種 ・Ｂ種 Ｃ種 合板またはせっこうボードの塗装 ・行う ※行わない
3 解体施工	1 事前措置 水道管	(3.2.1) ・使用中 ・休止中 ・撤去済
	ガス管	・使用中 ・休止中 ・撤去済
	電線引込み	・使用中 ・休止中 ・撤去済
	2 杭の解体	(3.8.2) ・行う ・行わない
	解体工法	・引抜き工法 ・破砕による解体
	3 樹木等の移植	(3.9.1) ・行う（移植先: ） ・行わない
	4 地下埋設物・埋設配管等の解体	(3.10.1) ※ 行う ・行わない
	5 解体後の整地	(3.11.1) ※ 行う ・行わない
	整地高さ	・現況GL: m ・設計GL m
	盛土等の種別	(標3.2.3) ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・現場発生土

4 建設廃棄物の処理

1 建設リサイクルデータ統合システム

本工事は、建設リサイクルデータ統合システム（以下「システム」）の登録対象工事であり、受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行なうものとする。監督職員への報告（提出）はシステムにより作成した[再生資源利用計画書（実施書）]及び[再生資源利用促進計画書（実施書）]によりおこなうものとする。尚、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。
本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。

② 特定建設資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律［（平成１２年法律第１０４号）以下「建設リサイクル法」という。］に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
尚、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表１及び３の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の別紙に定める「解体工事に要する費用等」の事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。
又、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
１）再資源化等が完了した年月日
２）再資源化等をした施設の名称及び所在地
３）再資源化等に要した費用
尚、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１{再生資源利用計画書（実施書）}及び様式２{再生資源利用促進計画書（実施書）}を兼ねるものとする。但し工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
本工事が「建設リサイクル法」の対象外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。

⊙別表１ 建築物に係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	⊙建築設備、内装材等	⊙有 ・無	⊙手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・屋根ふき材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・その他 （ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

・別表３ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・仮設	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・土工	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・本体工事	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・本体付属品	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・その他 （ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

手作業・機械作業を併用する理由
建築設備の取り外し（ ）
内装材料の取り外し（ ）
屋根葺材の取り外し（ ）

③ 再資源化等

※別表４ 再資源化等をする施設の名称及び所在地 (4.4.1)

建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所 在 地
・コンクリート		
・ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄からなる建設資材（PC板、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品等）		
木材		
木材（縮減）		
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ		
金属類		
小型二次電池		

注）別表４については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

(4.4.1)

建設廃棄物の種類	再資源化の有無	再資源化施設の名称等	所在地
蛍光ランプ ＨＩＤランプ	・再資源化する ・再資源化しない		
硬質塩化ビニル管・継手	・再資源化する ・再資源化しない		
硬質塩化ビニルﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管・継手	・再資源化する ・再資源化しない		
	・再資源化する ・再資源化しない		

注）上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

4 建設廃棄物の処理

4 現場利用する再資源化された建設廃棄物

(4.4.1)

種 類	再利用する場所（箇所）等

5 産業廃棄物広域認定制度

(4.4.2)

種 類	所 在 地 等

注）上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

6 最終処分する建設廃棄物

(4.4.4)

種 類	最終処分場の名称等	所 在 地 等

注）上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

7 処理に注意を要する建設廃棄物

(4.5.1)

種 類	処理施設の名称等	所 在 地 等
ＣＣＡ処理木材		
砒素・カドミウム含有石膏ボード		

注）上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

8 建設発生土の処理

(標3.2.5)

・構外搬出適切処理　片道の運搬距離（ ）ｋｍ、処分費及び整地費　無償
・構内指示の場所に堆積する。
・構内指示の場所に敷き均す。
尚、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。

5 特別管理産業廃棄物等の処理等

1 施工調査

(5.1.3)

分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備 考

（株）イムラ設計事務所 静岡県立総合病院管理課	H25/04/01	検 図	作 図
平成27年度　静岡県立総合病院　６Ｃ病棟患者共用便所改修工事			図番 A-_7
日付 平成27年_2月27日	図名 解体特記仕様書（１）		